

福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成26年9月10日

福山市長 羽田 皓

規則第43号

福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第87号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(電磁的方法)

第3条 条例第5条第2項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第5条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第5条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 条例第5条第5項に規定する規則で定める電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

(1) 前項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

附 則

この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。